

個人情報の取扱いについてのご説明

受診者の皆様へ

日田市医師会立
日田検診センター
所長 津田 晋二

当センターにおける健康情報の取扱いについて

- 1 本健診は、皆様の事業主や官公庁から依頼により、労働安全衛生法などに基づく健康診断として実施しております。法の定めにより定期的に実施し、皆様の事業主や官公庁から関係官庁に皆様の健康状態を報告することが義務付けられております。また皆様の事業主・健保組合・官公庁などとの取り決めで、法定外の項目を追加する場合もあります。健診項目・結果などにご質問のある方は、皆様の事業所や官公庁のご担当者にご確認下さい。
- 2 健診結果は、あらかじめ皆様の事業主や官公庁と委託契約にて定められた、職域健康管理上必要な部署・ご担当者にご報告させていただきます。皆様の個人情報の開示などの取扱い方法は、事業所ごとに異なりますので、詳しくは事業所・官公庁のご担当者にお問合せ下さい。
- 3 皆様の健診における個人情報の利用目的は以下のとおりです。
 - (1) 皆様の事業所や官公庁などからの委託
 - ① 健康状況把握のための診察・検査の実施
 - ② 受診者の皆様及び事業主や官公庁への健診結果のご報告
 - ③ 健診料金の請求
 - ④ 健診の精度管理
 - (2) 当センター上部組織及び官庁への統計情報など
法律や行政からの求め、監査、医療訴訟などで個人情報の提出が定められている場合
 - (3) 医師その他医療関係者などが健診結果を医学教育や研究に利用する場合
この場合、合計値で報告したり匿名化するなど、個人が識別できない形で利用することを原則とする。
 - (4) 健康診断受診の翌年以降の受診勧奨
- 4 皆様の健診にあたり、一部の検査を外部の医療施設や検査会社などに委託する場合があります、お客様の個人情報をこれらの施設などに知らせる場合がありますが、委託先の選定や委託管理を徹底し、個人情報の漏洩が起こらないよう対策いたします。
- 5 検査結果に異常値のある場合など、皆様の健康状態を速やかに把握するために、皆様の同意を得て、追加的な検査・診察を行う場合があります。

- 6 法に定められた届出や統計のため、皆様の健康情報を提出する場合があります。これ以外の場合で、受診者の皆様の個人情報を他に提供する場合には、受診者の皆様に通知いたします。
- 7 健診結果の情報は、法律に定められた期間、保存する事が義務付けられております。保存義務の実施方法・期間・廃棄処分方法については、事業所ごとにもしくは適用される法律ごとに異なります。詳しくは、皆様の事業所・官公庁のご担当者にご照会下さい。
- 8 受診者の皆様へのより良い健診提供のため、医師が必要と判断した場合下記のことがあります。
 - ① 皆様の事業所の衛生担当者・産業医や保健師との連携を図り、照会があった場合にこれに応じること
 - ② 医療機関との連携を図り、照会があった場合にこれに応じること
 - ③ 外部の専門医などの意見・助言を求めること
- 9 皆様の健診データの利用目的、開示、訂正、削除、などについて、ご質問・ご相談のある方は、当センターの「個人情報窓口」にお問合せ下さい。特にお申し仕がない場合は上記利用目的について同意していただいたものとさせていただきます。

